

令和3年度事業報告

事業概要

食鳥肉に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的として、鳥取県が認可した県内の3食鳥処理場に於いて鳥取県知事から委任された食鳥検査を実施した。

(1) 法人の運営

ア 会議の開催

(ア) 理事会

- a 第85回理事会 令和3年5月25日(火)
 - (a) 令和2年度事業報告(案)の承認について
 - (b) 令和2年度事業収支決算(案)の承認について
 - (c) 理事2名の選任について
 - (d) 第19回評議員会の開催について
- b 第86回(みなし)理事会 令和3年6月9日(水)
 - (a) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
辞任届が提出された石田茂理事の後任として高島一昭氏を理事候補とし評議員会に提案する
- c 第87回理事会 令和3年6月17日(木)
 - (a) 代表理事(理事長)の選定について
- d 第88回理事会 令和4年3月22日(火)
 - (a) 令和3年度事業に係る補正予算(案)について
 - (b) 令和4年度事業計画(案)について
 - (c) 基本財産の運用方法について
 - (d) 令和4年度事業に係る収支予算(案)について

(イ) 評議員会

- a 第19回評議員会 令和3年6月17日(木)
 - (a) 令和2年度事業報告の承認について
 - (b) 令和2年度事業収支決算の承認について
 - (c) 理事2名の選任について

イ 監査及び公益法人検査の実施

(ア) 公益財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会監事による監査

- a 令和3年5月14日(金)
令和2年度事業に係る業務及び決算監査
- b 令和3年10月22日(金) 令和3年度中間決算監査(定例監査)

ウ 公益法人会計処理指導

平成26年12月から公認会計士と契約し、定期的に個別指導を受けた。

エ 職員食鳥検査技術向上研修会

例年、協会独自で実施している「食鳥検査技術全体研修会」を県獣医師会西部支部と共催で、今後は国際的な潮流になるであろう、「アニマルウェルフェア」に

ついて研修した。

(2) 食鳥検査事業

ア 食鳥検査員の派遣（各食鳥処理場毎に常時2名～3名の食鳥検査員を派遣）

(ア) 米久おいしい鶏株式会社鳥取事業所食鳥処理施設（東伯班）

営業日数：260日（平日209日、土曜日39日、日曜日0日、祝祭日12日、年末年始0日）

(イ) 名和食鶏有限会社食鳥処理施設（名和班）

営業日数：259日（平日195日、土曜日51日、日曜日0日、祝祭日12日、年末年始1日）

(ウ) 株式会社大山どり食鳥処理施設（淀江班）

営業日数：260日（平日205日、土曜日40日、日曜日0日、祝祭日13日、年末年始2日）

イ 食鳥検査

食用に供される目的で飼育された鶏を対象として食鳥検査を実施し、人の健康を阻害する恐れのある病気に罹った鶏の食用に適さないと診断したものについて廃棄処分とした。

(ア) 食鳥検査羽数は20,165,499羽で、前年度の19,466,118羽より699,381羽増加した（対前年比103.6%）。10月のみ前年度の羽数を27,300羽下回った（別紙1）。

(イ) 食鳥検査の手数料収入金額は66,994,979円で、前年度の64,630,396円より2,364,583円増した（対前年比103.7%）。

(ウ) 食鳥検査の結果、「と鳥禁止」、「解体禁止」及び「全部廃棄」処分が妥当であると診断して全てを廃棄した食鳥羽数は290,387羽で、廃棄処分率は1.44%（令和2年度：336,786羽、1.73%）であり、前年度より0.29%減少した。また、内臓等の一部だけを廃棄する「一部廃棄処分」とした食鳥羽数は349,556羽で、廃棄処分率は1.73%（令和2年度：387,476羽、1.99%）であり、前年度より0.26%減少した。

禁止・全部廃棄及び一部廃棄処分羽数の合計は639,943羽で、処分率は3.17%（令和2年度：724,262羽、3.72%）であり、全体での処分率は前年度より0.55%減少した（別紙2）。

(エ) 精密検査は26検体、延べ52件の細菌検査を実施した。（別紙3）

ウ 家畜保健衛生所との連絡会議

家畜保健衛生所が実施する養鶏農場の衛生指導等の一助となるような食鳥検査データの活用方法等について意見交換・情報交換を目的とした当該会議については、昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症拡大を受けて開催を見送った。

エ 県衛生部局との連絡会議

食鳥処理の事業の規制及び食鳥処理に関する法律及び同法施行規則の改正に伴い、HACCPに基づく処理場の衛生管理及び県食鳥検査員による衛生管理の外部検証が令和3年6月1日から完全実施されることになったことから、県（くらしの安

心推進課)等との食鳥処理場の衛生管理について、連絡会議を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大を受けて実施できなかった。

(3) 広報啓発事業

ア 一般消費者を対象として、食鳥肉の安全性を確保するために実施している食鳥検査の方法及び食鳥肉の処理工程を分かり易く解説したDVDを関係者等に配布、普及啓発を図った。

イ 食鳥検査の分析結果を基に専門的検討を加えて各処理場を通じて食鳥生産者に還元し、生産技術の向上と併せて食鳥肉の衛生的生産意識の高揚を図ることに努めた。

ウ ブロイラーの生産及び処理における衛生状況の向上に資するため、機関紙「食鳥だよりNo. 36」を発刊した。本号では「鶏肉の栄養」と題して、野津あきこ 鳥取短期大学生活学科食物栄養専攻 教授(当協会理事)から寄稿いただいた。また、日本海新聞及び公益社団法人鳥取県栄養士会の機関紙「栄養とっとり」に事業広告を掲載して食鳥検査事業に係る啓発に努めた。

(ア) 食鳥検査だより 第36号

a 発行部数：300部

b 配布先：生産者、処理業者、全国食鳥指定検査機関及び行政関係機関 他

(イ) 新聞広告

a 掲載新聞：日本海新聞

b 掲載日：令和3年8月7日(土)、令和3年12月4日(土)

c 内容：「鳥取のとり肉は私たちが検査しています！」

(ウ) 公益社団法人鳥取県栄養士会 機関紙「栄養とっとり」

a 令和3年度3回発行

b 内容：「鳥取のとり肉は私たちが検査しています！」

エ 各食鳥処理場において、食鳥衛生管理者(食鳥処理業務従事者を含む)を対象に昼休みや休憩時間にミニ研修会を開催し、食鳥に係る疾病診断技術及び鳥インフルエンザ等鶏の疾病に関する正しい知識の普及・啓発に努めた。

オ より多くの県民に当協会の業務内容や食鳥検査の意義についての理解を深めるため、随時ホームページを更新した。また、鳥取大学農学部獣医学科学生実習をはじめ食品衛生を履修する高等学校の実習時に併せて食鳥検査事業の目的や意義等について啓発パンフレットの配布や講演を行った。

(ア) 鳥取大学農学部共同獣医学科インターンシップ

a 期 日：令和3年11月16日(火)及び18日(木)

b 内 容：啓発パンフレット「とり肉が食卓に上がるまで」他配布

c 対 象：鳥取大学共同獣医学科5年次学生6人

(イ) 米子南高生徒実習

a 期 日：令和3年12月22日(水)

b 内 容：啓発パンフレット「とり肉が食卓に上がるまで」他配布

c 対 象：鳥取県立米子南高等学校生活文化科3年生徒21人